令和６年度

教職課程
自己点検・評価報告書

清　和　大　学

令和７年３月

清和大学　教職課程認定学部・学科（免許校種・免許教科）一覧

法学部　法律学科（中学：社会、高校：地理歴史、公民、情報）

【全体評価】

１．本学における教職課程の意義

①　わが国は、急速な少子高齢化の進展により 18 歳人口が減少の一途を辿っており、そのため教員を目指す学生も減少傾向にある。また、現在、英語教育やＩＣＴ教育の導入により、小・中・高校現場における教員の過酷な労働実態が報告されており、国を挙げて良質な小・中・高校教員を増やす必要がある。

②　本学は、法曹（弁護士、裁判官等）を目指さない法学部志向の学生のために多様な法教育を実践することを旨としている。そのため、本学に教職課程を設置し、わが国の将来を担う小・中・高校生を教育できる人材を養成することの意義は非常に大きい。

２．教職課程の活動への評価・期待

本学の教職課程は、次の点において評価できる。

①　大学で学ぶ「理論」と学校現場でのインターンシップ活動を通した「実践」を両輪とし、いわば「学び」と「行動」の双方が重要であることを指導している点。

②　本学は法学部であり、学生にとって多様な法律科目を履修できるため法治国家の基本である「法令遵守」（コンプライアンス）の姿勢・態度が自然に身に付く点。この点は小・中・高校生に対しても極めて重要な教育要素であり、教員としての基本的な資質であること。

③　本学には指導・実績ともに充実した「キャリアセンター」が設置されており、当該「キャリアセンター」と教職課程が連携して学生の指導に当たっている点。

④　地元「木更津市教育委員会」との連携を強化しており、必然的に市内の実習校が確保され、学生の実践教育に大きく貢献している点。

⑤　大学及び教職課程は小規模ではあるが、4 種類の教員免許状取得が可能であり、毎年、継続的に実績を上げている点。

⑥　他大学（星槎大学）と連携し、小学校 1・2 種、中学・高校保健体育 1 種、特別支援教育 1・2 種等の教員免許の取得が可能である点。

３．教職課程発展のための課題

今後の発展のための課題として、次に点が考えられる。

①　「教職課程委員会」開催時に教科担当教員との「連絡・打合せ会」を開催すること。

②　実習生に対する学校現場からの意見・要望事項等の情報を全実習生が共有できる仕組みを設けること。

③　ＤＸ、ＡＩ時代を迎え、課程「高校情報」の教育・指導の在り方を見直すこと。

清和大学

学　長　織田　恭一

＜目　次＞

Ⅰ．教職課程の現況及び特色 ･･･ 1

Ⅱ．基準領域ごとの自己点検・評価 ･････････････････････････････････ 3

基準領域１　教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み ････ 3

基準領域２　学生の確保・育成・キャリア支援 ･････････････････････ 4

基準領域３　適切な教職課程カリキュラム ･････････････････････････ 6

基準領域の記載において根拠となる資料等 ･････････････････････････ 8

Ⅲ．総合評価（全体を通じた自己評価） ･････････････････････････････ 10

Ⅳ．「教職課程自己点検・評価報告書」作成プロセス ･････････････････ 10

Ⅴ．現況基礎データ票 ･･･ 11

Ⅰ．教職課程の現況及び特色

［現況］

（1）大学名：清和大学法学部

（2）所在地：千葉県木更津市東太田 3-4-5

（3）学生数及び教員数（令和６年５月１日現在）

学生数：評価対象学部 696 名／大学全体 696 名（収容定員 760 名）

専任教員数：教職課程科目（教職・教科とも）担当 16 名／大学全体 26 名

＜教職課程に関わる組織＞

・全学的に教職課程を実施する組織＝学長のもとに組織される教授会及び委員会

・中核組織＝教職課程委員会

［特色］

清和大学では、学校法人君津学園の教育理念である「真心教育」に基づき教員養成を行っている。真心教育とは、知徳体の調和をもった人格の完成を目指す教育理念であり、真心教育を実践できる教員の養成が清和大学教職課程の使命である。実現のためには、自身の知徳体すべてについて伸ばす努力を重ねるとともに、生徒の知徳体を伸ばすために努力できる教員を目指すことが求められる。そのために実践的な教職課程カリキュラムを編成しており、大学で学ぶ「理論」と学校現場でのインターンシップ活動を通した「実践」を両輪としている。結果として小規模大学ながら、毎年教員を輩出している。

【資料１：情報公開「教員の養成に関する状況」】

＜アドミッション・ポリシー（AP）との関係＞

本学のアドミッション・ポリシーは以下の通りである。

AP１．合理的な社会生活を営むために不可欠である法学の専門知識を活かし、地域社会や国際社会の中で活躍しようという意欲をもつ者
AP２．学問の他、スポーツや文化活動等に優れた個性を発揮しようという意欲をもつ者
AP３．学問の他、個性の伸長と可能性の発現に努めようという意欲をもつ者

教職課程とアドミッション・ポリシーの関わりは以下の通りである。

AP1．法学の専門知識を活かし、地域社会において教員として活躍したいという意欲をもつ者
AP2．競技経験を活かした部活動指導者を志望する者
AP3．本学の教育目標である「真心教育」を体現した教員を目指す者

＜カリキュラム・ポリシー（CP）との関係＞

本学のカリキュラム・ポリシーは以下の通りである。

CP１．本学法学部法律学科のカリキュラムは基礎科目と専門教育科目によって構成し、基

礎科目は基本科目、外国語科目および保健体育科目によって構成する。
CP２．基礎科目・専門教育科目ともに、論理的思考力やコミュニケーション能力等を身につけるため、発表や討論を中心とした対話型授業の展開が可能な人数による演習科目を、全ての年次で開講する。
CP３．基礎科目は、多様な教養に裏付けられた豊かな人間性を陶冶することを目的として開講する。特に、地域社会や国際社会の中で活躍できる人材を育成するため、全てのコースでICT（情報通信技術）の基礎や幅広い分野の教養に関する基本科目の履修を必須とすることに加え、２言語以上の外国語科目を選択必修とする。
CP４．専門教育科目は、実学を重視したリーガルマインド（法的な考え方）の涵養を主たる目的として、主要な法分野を網羅するとともに、現代社会の情報化・多様化に適応し得る幅広い法分野について開講する。特に、専門分野の学修基盤を早期に確立するため、全てのコースで入学初年次から主要な法分野の基本事項を扱う講義科目と法学に関する導入演習科目を必修とする。
CP５．各コースにおける必修または選択必修の設定については、上記１～４の方針を踏まえて定めるものとする。

教職課程とカリキュラム・ポリシーの関係は以下の通りである。

CP１・５．教職を目指すものとして豊かな教養の涵養
CP２．少人数制により実践的な教職課程科目の設置
CP３．地域社会で活躍できる人材としての教員養成
CP４．法学に関する専門性をもつ教員養成

＜ディプロマ・ポリシー（DP）との関係＞

本学のディプロマ・ポリシーでは本学のディプロマ・ポリシーでは以下のような能力及び人間性を備えることを求めている。

DP１．基本法科目並びに幅広い法分野科目の学修を通して得たリーガルマインドや実用的な知識を活かし、地域社会や国際社会のなかで活躍できる能力
DP２．４年間にわたる「演習」「研究会」などの双方向の授業を通して獲得される、論理的思考、課題探求、情報発信、コミュニケーション等ができる能力
DP３．幅広い分野の学修を通して現代社会の情報化・多様化に適応し、本学の建学の精神や基本理念である「真心教育」をよく理解した豊かな人間性
DP４．広く言語や文化に関わる科目の学修を通して涵養される諸外国・諸文化への理解を基礎に、国内外を問わず、多様な背景をもつ人々を尊重し協働することができる「真心」をもった人間性

教職課程とディプロマ・ポリシーの関係は以下の通りである。

DP1・2：法学部における学びに立脚した教員養成
DP3・4：多様性への深い理解を持つ教員養成

Ⅱ．基準領域ごとの自己点検評価

基準領域１：教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

（1） 基準項目１－１　教職課程教育に対する目的・目標を共有

［現状説明］

教職課程委員会を基本的に月１回開催し、教職課程に関わる情報共有及び意見交換を継続的に行っている。審議・報告内容は適宜教授会に諮り、あわせて議事録にて学長に報告している。教職課程科目担当非常勤教員に対しては、教職課程委員長が対面もしくはオンラインにて打合せを行っている。

教職課程を履修する学生に対しては毎年「清和大学教職課程ガイドブック」を配布し、各学期開講前に学年ごとに実施される「教職課程ガイダンス」にて各学年に応じた説明を行うことで周知徹底している。あわせて、教職課程担当事務員（進路指導室員）が教職課程委員会委員となっていることから、窓口における学生指導においても共通理解のもとに取り組んでいる。

［優れた取組］

小規模な教職課程のため、担当教職員間の日常的な交流があることから継続的な情報共有が可能となっている。また、教職員と学生とが日常的にコミュニケーションを重ねており、細やかな指導が可能となっている。

［改善の方向性・課題］

教員養成は教職課程のみで行うものではなく、あくまでも学部・学科での教育のうえに成り立っている。学部・学科全体で教員養成を行っているという意識をさらに学内に浸透させるために、教科担当教員全体との情報共有の機会を拡充したい。

【資料２：「清和大学教職課程ガイドブック」】

（2） 基準項目１－２　教職課程に関する組織的工夫

［現状説明］

① 教職課程委員会について

本学は単科大学であり、教職課程委員会が教職課程運営に関わる中核組織となる。令和6年5月1日現在、教職課程委員会は8名で構成されており、内訳は教職課程担当教員5名と教職課程に関連する職員3名である。

教員組織は委員長1名と委員4名からなり、教職課程科目「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科の指導法に関する科目」を担当する専任教員はすべて含まれている。

また、本学で取得可能な教員免許（中学社会、高校地理歴史、高校公民、高校情報）に関わる教員がすべて含まれている（地理・歴史・公民・情報各１名）。なお、地理・歴史・公民はいずれも中学・高校の学校現場で専任教員としての勤務経験を持つ実務家教員でもある。職員組織は進路指導室長１名及び室員１名、学務課係長１名の計３名からなる。教職課程に関する業務は進路指導室の所管となるが、授業関連などで学務課との円滑な連携ができる組織体制となっている。

以上の組織構成により教職課程全体への目配りが可能となる協働体制を構築している。

②教職課程関連科目について

教育職員免許法に定められた必修科目をすべて満たすとともに、各種選択科目や「大学が独自に設定する科目」も多く開講し、教養豊かな教員養成に努めている。特に独自科目としては、4 年間にわたる「教職基礎演習Ⅰ～Ⅳ」に特徴があり、教科に関する基礎学力向上のための学習・演習を継続的に行っている。また、「教職インターンシップⅠ～Ⅲ」は学校現場での学び・経験を単位化するものであり、理論と実践の往還を図ることをねらいとするほか、教育実習派遣の前提とすることで学校現場への一定の理解のもと教育実習に取り組む仕組みとなっている。また教職課程科目については、専任・非常勤ともに学校現場での経験を有する実務家教員を多く配置している。結果として、学校現場の実情を踏まえた実践的な指導が可能となっている。

［優れた取組］

現在の教職課程に期待される「理論と実践の往還」を具体化するために、理論・実践の両面に通じた実務家教員を多く配置しており、非常勤講師の先生方を含めて大半が学校現場での指導経験を有している。さらに、教育委員会や学校現場との密接な連携により学生が実習校で継続的に体験を重ねることで、大学での学びと学校での実践の往還を可能にする体制を構築している。このような取り組みは文部科学省による教職課程実地視察や大学機関別認証評価においても高い評価をいただくことができた。

［改善の方向性・課題］

教職課程の運営には非常勤講師の先生方のお力添えが不可欠であり、多くの教職課程科目をご担当いただいている。専任教職員と非常勤講師の先生方との連絡や情報共有を一層密に図りたい。なお、令和６年８月に教職課程委員長が急逝した際、教職課程運営に係るデータの関係教職員間における共有体制に十分とは言えない点があることが認識された。今後はチームとしてのデータ共有体制を見直し、教員養成に取り組む体制の一層の充実を図りたい。

【資料３：清和大学教職課程カリキュラム】

基準領域２：学生の確保・育成・キャリア支援

（1） 基準項目２－１　教職を担うべき適切な人材（学生）の確保

［現状説明］

入学時に「清和大学教職課程ガイドブック」を配布して「教職課程ガイダンス」を実施し、教職課程を履修することや学外実習に参加するうえでの注意事項などを伝えている。また、履修開始時及び実習参加時には説明のうえ同意書を提出させることで意思確認を行っている。また、各学期末に「教職課程履修カルテ」を記入させ、担当教員が点検を行って取り組み状況を確認している。教職課程を履修する意欲が著しく低下している履修者や、単位の修得状況が芳しくない履修者には個別の面談を随時実施しており、相談のうえ教職課程の履修を中止させる場合がある（ガイドブックにも明示）。

［優れた取組］

毎年の教職課程履修者は 20～30 名程度であり、教職に対して一定の意欲を持つ学生が集まる傾向が見られる。また、特に教職課程科目は少人数指導となる授業も多く、学生ひとりひとりに目を向けて、行き届いた指導が可能となっている。

［改善の方向性・課題］

受講者の中には単位修得状況が芳しくない者もおり、教育実習への派遣を断念させるケースもある。実習取り下げによる実習校への影響を考慮し、より早期に判断する体制づくりや次学年進級時の履修指導の充実が求められる。個人面談の機会の拡充を図りたい。また、教職カルテのより効果的な活用のために、デジタル化の検討を進めたい。

【資料２：「清和大学教職課程ガイドブック」】

（2） 基準項目２－２　教職へのキャリア支援

［現状説明］

本学はキャリアセンターを設置しており、入学時より学生のキャリア形成のための継続的な指導を行っている。あわせて、教職課程委員会や進路指導室による個別面談を随時実施し、キャリア形成をサポートしている。また、教職課程履修者全員を対象として「教職課程アンケート」を実施し、意欲や適性などを調査している。

教職課程のキャリア支援としては、2 年次から教職インターンシップに派遣し、学校現場における体験を積むことで教職への理解を深めるよう指導している。また、毎年「教育実習報告会」を実施し、全学年の教職課程履修者が参加している。報告会の内容には「教員採用試験報告」を組み込み、在学生が準備・対策を進める一助となっている。また、キャリアセンター科目「教員採用試験対策講座」にて実践的な指導を行っている。

［優れた取組］

小規模な教職課程のため、学生個人からのキャリア形成に関わる相談や教員採用試験に関わる指導などに適宜対応可能となっている。教員採用試験の前倒し（3 年次から受験で

きる自治体の増加）に対応して、令和 6 年度からは「教員採用試験対策講座」を増設して 2 年次から受講できる体制を整備した。

［改善の方向性・課題］

教職キャリアを一層支援するため「卒業生の話を聞く会」の継続的な実施など、教職卒業生の情報をより積極的に発信する必要がある。また卒業生のキャリアを組織的に支援する体制を構築したい。

【資料４：キャリアセンター「教職モデル」】
【資料５：教員採用試験合格状況】

基準領域３：適切な教職課程カリキュラム

（1） 基準項目３－１　教職課程カリキュラムの編成・実施

［現状説明］

「教科に関する科目」としては、法学部を有する大学として、特に「中学社会」及び「高校公民」に関連する法学・政治学分野の関連科目が豊富に用意されている。また、法学部の特色を生かした教員養成を目指し、「高校地理歴史」では「日本法制史」「西洋法制史」、「高校情報」では「情報法」「著作権法」の履修を求めている。「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」については、必修科目以外にも関連する選択科目を開設して、教職に関わる理解及び実践能力の向上を図っている。

教育実習の派遣については 3 年次終了時点における単位修得状況等による基準を設けており、「教職課程ガイドブック」にも明示している。教職課程ガイダンス等でも定期的にアナウンスするほか、2 年次にも注意喚起を行っている。あわせて各学期末に「教職課程履修カルテ」を記入させ、担当教員が点検を行って取り組み状況を確認して必要に応じて個別面談を行っている。教職に関わる学びの確認となる「教職実践演習」では、教職課程の履修及び各種インターンシップ活動等を通して身につけた資質・能力の確認をねらいとして、グループワーク等を通して履修者間の学び合いの機会としている。

［優れた取組］

4 種の教員免許の取得を目指して効率的に学ぶことができる教職課程カリキュラムを編成方針としている。特に「大学が独自に設定する科目」を多く開設することで、小規模ながらも教職に関わる理解の深化を図っている。

［改善の方向性・課題］

法学部の特色を生かした教員養成を推進するために、特に「高校地理歴史」及び「高校情報」についてカリキュラムをさらに充実させて、法学とのつながりを強化していく必要がある。

【資料３：清和大学教職課程カリキュラム】

（2） 基準項目３－２　実践的指導力養成と地域との連携

①木更津市教育委員会との連携協定

［現状説明］

2015 年 3 月に木更津市教育委員会との連携協定を締結し、市内小・中学校へ継続的に学生ボランティアを派遣している。活動内容は多岐に渡り、通常学級での活動のほか、特別支援学級での補助業務、部活動指導の補助業務などを行っている。実習後には「日誌」を記入させることで振り返りを行うとともに活動内容を確認している。活動に関わる相談も個別にサポートを行っている。

［優れた取組］

市内での実習経験をもとに、「第二の故郷」として他県出身者が千葉県内で教職に就くことを希望するケースが増えている。本学で取得可能な教員免許は中学・高校のみだが、小学校で実習を行った学生の中から小学校教員を志望する者が毎年出ており、他校種の教員免許への道を開く必要がある。本学は併設の短期大学部で幼稚園 2 種の教員免許を取得できるほか、星槎大学（通信制・神奈川県）と連携協定を締結しており、本学での履修と並行して小学校 1・2 種、中学・高校保健体育 1 種、特別支援教育 1・2 種といった教員免許を目指すことができる体制を構築している。結果として、特に小学校での正規採用者を継続的に輩出している。

［改善の方向性・課題］

本学では教職課程学生が増加傾向にあり、学外実習校の確保のためにも木更津市教育委員会及び実習校との連携をさらに密にすることで、大学内にとどまらず地域との連携による教員養成体制を深めていく必要がある。

【資料６：木更津市教育委員会と清和大学との連携協力に関する協定】

②教育実習協力校との連携

［現状説明］

教育実習においては、教職課程担当教員が実習校を訪問し、精錬授業を中心に参観して実習生の授業に対する実地指導を行うことを原則としている。実習校の先生方と直接お話しする機会を設け、実習生の取り組み状況や改善点などの聞き取りを行って大学に持ち帰り、教職課程委員会にて情報共有を行い、学生指導に反映させている。

［優れた取組］

前述の木更津市教育委員会との連携協定により、市内の実習校の確保に努めている。

［改善の方向性・課題］

実習校での学生の活動に関する聞き取りの頻度を高め、より効果的な指導に繋げたい。

基準領域の記載において根拠となる資料等

●資料１：情報公開「教員の養成状況についての情報」
http://www.seiwa-univ.ac.jp/job/disclosure.html

●資料２：清和大学教職課程委員会『教職課程ハンドブック（2023 年版）』（全 19 ページ）
【参考】教職課程ハンドブック掲載項目

はじめに

１．清和大学教職課程の概要

２．取得可能な免許状および単位数

① 教育職員免許状の種類および免許教科

② 基礎資格および最低必要単位数

③ 「教科及び教科の指導法に関する科目」および単位

④ 「教育の基礎的理解に関する科目等」および単位

⑤ 「大学が独自に設定する科目」および単位

⑥ 「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」および単位

３．教職課程の履修手続き

① 履修届

② 費用（教職課程履修費・教育実習費・介護等体験費）

③ 履修上の注意

４．教職課程履修上の注意すべき事項

① 成績

② 教職インターンシップへの取り組み

③ 教職基礎演習

④ 教職課程履修者への連絡

⑤ 不測の事態の発生時の対応

５．教育実習

① 教育実習の概要

② 教育実習の条件

③ 不測の事態の発生時の対応

６．介護等体験

７．他校種や他教科の免許状の取得

① 幼稚園教諭

② 小学校教諭、中学・高校保健体育教諭、特別支援学校教諭

③ その他の教員免許を希望する場合

８．編入学生の教職課程履修

９．科目等履修生の教職課程履修

10．教職カルテ
11．教員採用
　① 教員採用の状況と対策
　② 採用方法（公立学校の場合）
　③ 採用方法（私立学校の場合）
　④ 教員採用に向けた取り組み
12．モデル履修プラン
確認：教職課程ガイドブックのポイント

●資料３：清和大学教職課程カリキュラム
http://www.seiwa-univ.ac.jp/department/curriculum.html#department_main

●資料４：清和大学キャリアセンター「教職モデル」
http://www.seiwa-univ.ac.jp/job/model02.html#job_main

●資料５：令和５年度（令和４年実施）教員採用試験合格状況
http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/news_20221007.html
http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/news_20221107.html
＜過去の合格状況＞
http://www.seiwa-univ.ac.jp/job/disclosure04.html

●資料６：「木更津市教育委員会と清和大学との連携協力に関する協定」
http://www.seiwa-univ.ac.jp/local/agreement.html

Ⅲ．総合評価（全体を通じた自己評価）

教職課程の取り組みについて点検作業を行う中で、小規模であることをメリットとして、教職員が緊密に連携しながら教職課程履修者に対する細やかな指導がなされていることを確認した。また、本学で取得可能な教員免許（中学社会・高校地歴・高校公民・高校情報）のみならず、通信制大学との連携協定により小学校・特別支援学校・中学高校保健体育への道を開くことによって、多様な進路形成をサポートしている。その成果として、毎年教職に就く学生及び卒業生を送り出すことができており、一連の取り組みは文部科学省による教職課程実地視察でも評価をいただいた。

一方で、教職を強く志望する学生に対する指導をより手厚くすることで一層の資質能力の向上を図る必要がある。学内における指導の徹底に加えて、教育委員会や実習校との連携を一層密にすることで、地域ぐるみで教員を養成して地域に送り出していくサイクルを拡充していく必要がある。また、本学は学校現場における講師経験を経て正規採用されるケースが多いことから、教書課程卒業生へのキャリア支援についてもさらに充実させる必要があることが明らかになった。これらの課題を今後の改善計画に盛り込み、教職課程の更なる充実に努めたい。

Ⅳ．「教職課程自己点検・評価報告書」作成プロセス（概略）

2024 年 3 月　大学 HP にて令和 5 年度報告書を公開
2024 年 10 月　文部科学省による教職課程実地視察を受審
2025 年 1 月　教職課程委員会にて報告書作成のプロセス及び日程を確認
2025 年 3 月　清和大学自己点検・評価委員長へ報告書案を提出
2025 年 3 月　学長へ報告書案を提出
2025 年 3 月　2024 年度第 11 回教授会にて報告書案を審議・承認
2025 年 3 月　大学 HP にて令和 6 年度報告書を公開

現況基礎データ票

令和 6 年 5 月 1 日現在

設置者 学校法人君津学園（理事長：真板竜太郎）	
大学・学部名称 清和大学 法学部	
学科やコースの名称（必要な場合） 法律学科（法学コース・スポーツ法コース・情報と法コース）	
1　卒業者数、教員免許取得者数、教員採用者数等	
①　昨年度卒業者数	190 名
②　①のうち、就職者数 （企業、公務員等を含む）	155 名
③　①のうち、教員免許取得者の実数 （複数免許取得者も 1 と数える）	19 名
④　②のうち、教職に就いた者の数 （正規採用＋臨時的任用の合計数）	11 名
④のうち、正規採用者数	4 名
④のうち、臨時的任用者数	7 名
⑤　講師採用者数（④以外）	0 名
2　教員組織	

	教授	准教授	講師	助教	その他
教員数	11 名	10 名	2 名	1 名	